

付属機関等の設置状況

項 目	内 容
① 付属機関等の名称	川西市社会福祉審議会
② 事務局（担当課）	福祉部 地域福祉課 内線 ： 2651
③ 設置の根拠	地方自治法第138条の4第3項 川西市付属機関に関する条例 川西市社会福祉審議会規則
④ 設置年月日	昭和58年4月1日
⑤ 所掌事務	市長の諮問に応じて、福祉事業に関する重要事項について調査審議する。福祉事業に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。
⑥ 委員数	16 名 （うち、女性委員数 5 名）
⑦ 委員の任期	2 年 現行委員の任期 令和6年11月1日 ～ 令和8年10月31日
⑧ 委員の構成（選出基準）	(1)学識経験者 (2)社会福祉団体の代表者 (3)市長が必要と認めたもの
⑨ 諮問答申事項等	・市長の諮問に応じて、福祉事業に関する重要事項について調査審議する。 ・福祉事業に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。
⑩ 部会等の名称及び役割	本審議会の所掌事務を分掌させるために必要な場合のみ設置。
⑪ 委員名簿	別紙のとおり